

## 一般社団法人、一般財団法人を“非営利型”で設立するメリットとは？ ～非営利型の社団法人と財団法人の税制優遇について～

近年、事業者が非営利活動を行うため、株式会社のCSR活動ではなく、一般社団法人や一般財団法人の設立について耳にされることも少なくないのではないのでしょうか。

そこで、今回は法人税に関する税制優遇面の観点から、非営利型の一般社団法人又は一般財団法人を設立するメリットについて解説します。

### 【非営利型の一般法人とは？】

社団法人、財団法人は現行制度上、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人があります。そのうち、一般社団法人と一般財団法人は、法人税法上の区分として非営利型と非営利型以外（以後、営利型といいます）に区分されます。

非営利型の法人は①非営利性が徹底された法人と②共益的活動を目的とする法人の2つに分かれ、剰余金の分配、解散の際に剰余財産の帰属先に制限があること、理事に親族制限があることなどの要件が定められています。

表1：非営利型法人の要件

類 型	要 件
<b>① 非 営 利 性 が 徹 底 さ れ た 法 人</b> <small>(法人税法 2九の二、法人税法施行令 3 ①)</small>	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。 2 解散したときは、剰余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。 3 上記 1 及び 2 の定款の定め違反する行為（上記 1、2 及び下記 4 の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。 4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
<b>② 共 益 的 活 動 を 目 的 と す る 法 人</b> <small>(法人税法 2九の二〇、法人税法施行令 3 ②)</small>	1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。 2 定款等に会費の定めがあること。 3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。 4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。 5 解散したときにその剰余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。 6 上記 1 から 5 まで及び下記 7 の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。 7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

出典：国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/koekihojin/pdf/01.pdf>)

### 【非営利型の税制優遇とは?】

営利型の一般社団法人、一般財団法人は全所得課税となるため、収入についてはすべて課税の対象となります。

一方で非営利型の一般社団法人又は一般財団法人は次の34業種に該当する事業を行っている場合には収益事業から生じた所得として法人税の申告対象となります。

表2:法人税法上の34業種

1 物品販売業	10 請負業	19 仲立業	28 遊覧所業
2 不動産販売業	11 印刷業	20 問屋業	29 医療保健業
3 金銭貸付業	12 出版業	21 鉱業	30 技芸教授業
4 物品貸付業	13 写真業	22 土石採取業	31 駐車場業
5 不動産貸付業	14 席貸業	23 浴場業	32 信用保証業
6 製造業	15 旅館業	24 理容業	33 無体財産権の提供等を行う事業
7 通信業	16 料理店業その他の飲食店業	25 美容業	34 労働者派遣業
8 運送業	17 周旋業	26 興行業	
9 倉庫業	18 代理業	27 遊技所業	

出典:国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/koekihojin/pdf/01.pdf>)

例えば、寄付金収入は、営利型の法人の場合、全所得課税のため申告対象となりますが、非営利型の法人の場合、寄付金収入が収益事業の対象でなければ申告対象とはなりません。

非営利型の一般法人は収益事業以外の事業には法人税が課されないため、特に収益事業以外の事業で黒字が生じる場合には法人税の税制優遇の恩恵があります。

反対に収益事業以外の事業で赤字が生じる場合、非営利型の方が当該恩恵を受けられない可能性もあるのでご注意ください。

### 【非営利型で設立するには?】

一般社団法人、一般財団法人は登記により設立されます。しかし、表1の通り、非営利型での設立は定款に剰余金の分配を行わないこと、解散したときは、残余財産を国や一定の公益的な団体に贈与することを定めるなどが必要となります。

なお、登記上は非営利型であることは登記されません。設立後に非営利型であるかどうかを判断する際は定款を確認する必要があります。

### 【まとめ】

収益事業以外の事業で黒字が生じる場合、非営利型の一般社団法人又は一般財団法人の方が税制面で恩恵を受けられるというメリットがあります。

実施する事業や財源などを考慮のうえ、一般社団法人、一般財団法人の設立においては非営利型もご検討されてはいかがでしょうか。

辻・本郷 税理士法人 パブリック法人企画は、医療・介護を中心に、公益法人、地方公共団体、学校法人等の公的分野における専門チームです。長年にわたり培ってきた豊富なノウハウや人材を結集し、近年、公的分野における税務コンサルティングを強化・推進しております。お客様への経営力向上に向けて、ご相談、お問い合わせがございましたらお気軽にお問い合わせください。

TH Picks for Association & Foundation 2023.4月号 発行元：辻・本郷 税理士法人 公益法人部